
プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関するアプローチの再提案

I. 本資料の目的

1. 本資料では、ステップ 4 を採用する金融機関の債権単位での信用リスクの著しい増大（以下「SICR」という。）の判定における「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関して ASBJ 事務局から提案したアプローチに関する再提案をお示しし、ご意見を伺うことを目的としている。
2. なお、第 523 回企業会計基準委員会（2024 年 4 月 2 日開催）及び第 215 回金融商品専門委員会（2024 年 3 月 28 日開催）（以下「第 523 回企業会計基準委員会等」という。）でお示しした他のアプローチと比較したうえでの絞り込みや他のアプローチとの組合せについては、今後検討することを予定している。
また、営業債権、契約資産及びリース債権に適用される減損モデルに関する論点（単純化したアプローチ）については、ステップ 5 において検討を予定している。

II. 本論点を取り上げる理由

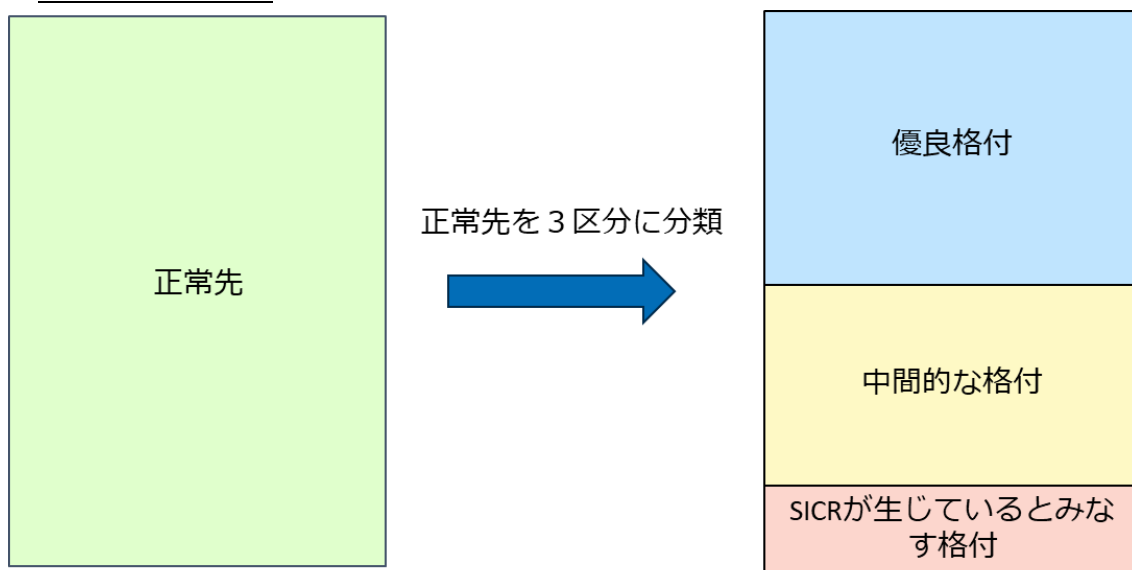
3. 第 518 回企業会計基準委員会（2024 年 1 月 23 日開催）及び第 210 回金融商品専門委員会（2024 年 1 月 17 日開催）（以下「第 518 回企業会計基準委員会等」という。）では、ステップ 4 を採用する金融機関における債権単位での SICR の判定に関して ASBJ 事務局による提案をお示しし、「正常先のうち低い内部信用格付区分」の定義については別途検討するとしていた。
4. 第 523 回企業会計基準委員会等では、第 518 回企業会計基準委員会等で聞かれた意見を踏まえ、ステップ 4 を採用する金融機関における「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関して ASBJ 事務局による分析をお示した。この際、ASBJ 事務局が提案したアプローチに関して懸念する意見が聞かれていた。
5. このような状況を踏まえ、本資料では、「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関する ASBJ 事務局による再提案をお示しする。

III. ASBJ 事務局による再提案

6. 第 518 回企業会計基準委員会等では、SICR の判定に関して、ステップ 4 では、債務者単位の絶対的アプローチを最大限活用し、次のとおり取り扱うことを提案した。
 - (1) 正常先に対する債権等は原則として SICR が生じていないとみなすが、「正常先のうち低い内部信用格付区分」に含まれる債権等については、SICR が生じているとみなしつつ、債権又は債権グループごとに反証可能とする。
 - (2) 要管理先を除く要注意先に対する債権等については、SICR が生じているとみなしつつ、債権単位で相対的アプローチにより反証可能とする。
 - (3) 要管理先及び破綻懸念先等に対する債権等については、SICR が生じているものとみなす。
7. 第 523 回企業会計基準委員会等では、前項(1)の「正常先のうち低い内部信用格付区分」の取扱いに関して ASBJ 事務局が提案したアプローチを含む、次の 3 つのアプローチをお示しし、企業会計基準委員会の委員及び金融商品専門委員会の専門委員にご意見を伺った。
 - (1) 「企業が受け入れる最大当初信用リスク」として企業が自ら設定した閾値を超える予想デフォルト率 (PD) となっている内部信用格付区分を「正常先のうち低い内部信用格付区分」として位置付け、当該内部信用格付区分に含まれる債権等について SICR が生じているという反証可能な推定規定を設ける。(以下「アプローチ 1」という。)
 - (2) 正常先に区分される債務者に対する債権等について、一律に SICR が生じていないとみなす。(以下「アプローチ 2」という。)
 - (3) 正常先に区分される債務者に対する債権等について、常に全期間の予想信用損失に等しい額で測定する。(以下「アプローチ 3」という。)
8. アプローチ 1 の手法に関して、第 523 回企業会計基準委員会等では、次の意見が聞かれた。
 - (1) アプローチ 1 を基礎としつつ、枠組みの整備や外部格付の利用といった実務負担を軽減する方法を検討いただきたい。
 - (2) ステップ 4 を採用することが見込まれる多くの中小金融機関等では PD を算定していないと考えられるため、PD をベースとしたアプローチは実務上困難であるとする。

- (3) アプローチ 1 を基礎としつつ、債務者区分ごとの貸倒実績率など現行実務で有しているデータで代替する等の負担緩和手法を検討することがよいと考える。
9. 第 523 回企業会計基準委員会等において ASBJ 事務局が提案したアプローチ 1 は、企業が「SICR が生じているとみなす格付」があるかどうか検討したうえで、それ以外の格付を「反証可能な格付」と「反証できない格付」に分けることにより、債務者単位で SICR が生じているとみなす債権等を識別するものであった。
10. この点、本資料第 8 項で聞かれた意見を踏まえると、前項に記載したアプローチ 1 は、PD への依存度が高いものであったと考えられる。ここで重要なのは PD を算定することではなく、企業の判断により正常先に分類される内部格付を 3 つに区分することであり、この点を強調することが考えられる。このため、第 523 回企業会計基準委員会等において ASBJ 事務局が提案したアプローチ 1 を見直し、再提案を行う。
11. 本資料における ASBJ 事務局の再提案は次のとおりである。
- (1) 企業の判断により正常先を次の 3 区分に分類し、債務者単位で債権等を各区分に紐付ける。
- ① 優良格付
 - ② 中間的な格付
 - ③ SICR が生じているとみなす格付

具体的なイメージ



3 区分に分類する際、「優良格付」と「SICRが生じているとみなす格付」を先に決定し¹、その残余を「中間的な格付」とする。なお、企業の判断によっては、「中間的な格付」や「SICRが生じているとみなす格付」に該当する内部格付が存在しないことがある。

(2) (1)の分類を前提として、次のとおり SICR の判定を行う。

① 期末時点において「優良格付」及び「中間的な格付」に分類された債務者に係る債権等については SICR が生じていないとみなす一方、「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等については SICR が生じているとみなす。

② (2)①にかかわらず、「SICR が生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について、債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合には、SICR が生じていないと反証できる。

(3) (1)の分類に関しては、自社の内部管理状況を踏まえたうえで企業が判断するものとして、会計基準及び適用指針において詳細な判断指針は提供しない。ただし、実務上の適用に有用と考えられる例示を補足文書で提供する。補足文書においては、定期的に PD を算定している金融機関が PD を使用して分類するケースのほか、外部格付を利用するケースについても紹介する（補足文書に記載する内容として考えられるものについては別紙を参照のこと）。

(4) (1)の分類に関する方針を注記する。

12. 前項に記載した ASBJ 事務局の再提案は、企業における内部管理状況をベースとして原則主義的なアプローチを採用するとともに、注記による開示を組み合わせるものである。この見直しによって、PD をベースとしたアプローチに対する懸念を緩和できるものと考えられる。

(貸倒実績率の利用について)

13. 本資料第 8 項(3)に記載のとおり、第 523 回企業会計基準委員会等では、貸倒実績率を利用することを提案する意見が聞かれた。この点、IFRS 第 9 号では担保価値を含めない信用リスクの変動に基づいて SICR が生じているかどうかを判断すること

¹ 「優良格付」は正常先のうち信用リスクが最も低い格付を起点に決定し、「SICR が生じているとみなす格付」は正常先のうち信用リスクが最も高い格付を起点に決定することを想定している。

とされており（IFRS 第9号B5.5.22項）、担保価値や担保処分等による回収分を含めて算出される貸倒実績率を利用することは難しいと考える。

(今後の審議の進め方)

14. 本資料第1項及び第2項に記載のとおり、本資料は本資料第7項(1)に示すアプローチ1の再提案のみを目的としたものであり、他のアプローチ（アプローチ2及びアプローチ3）と比較したうえでの絞り込みや他のアプローチとの組み合わせについては検討を行っていない。
15. 今後、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者からの意見聴取を予定しており、アプローチの絞り込み又は組み合わせに関する審議は、当該意見聴取後に行うことを予定している。

IV. 本資料の総括

16. 上述の検討を踏まえ、アプローチ1について、次のとおり再提案することが考えられる。
 - (1) 企業の判断により正常先を次の3区分に分類し、債務者単位で債権等を各区分に紐付ける。
 - ① 優良格付
 - ② 中間的な格付
 - ③ SICRが生じているとみなす格付

3区分に分類する際、「優良格付」と「SICRが生じているとみなす格付」を先に決定し、その残余を「中間的な格付」とする。なお、企業の判断によっては、「中間的な格付」や「SICRが生じているとみなす格付」に該当する内部格付が存在しないことがある。
 - (2) (1)の分類を前提として、次のとおりSICRの判定を行う。
 - ① 期末時点において「優良格付」及び「中間的な格付」に分類された債務者に係る債権等についてはSICRが生じていないとみなす一方、「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等についてはSICRが生じているとみなす。

- ② (2)①にかかわらず、「SICRが生じているとみなす格付」に分類された債務者に係る債権等について、債務者単位で前期末において「中間的な格付」に分類されていた場合には、SICRが生じていないと反証できる。
- (3) (1)の分類に関しては、自社の内部管理状況を踏まえたうえで企業が判断するものとして、会計基準及び適用指針において詳細な判断指針は提供しない。ただし、実務上の適用に有用と考えられる例示を補足文書で提供する。補足文書においては、定期的にPDを算定している金融機関がPDを使用して分類するケースのほか、外部格付を利用するケースについても紹介する。
- (4) (1)の分類に関する方針を注記する。
17. 今後、ステップ4を採用することが見込まれる金融機関の代表者からの意見聴取を行い、当該意見聴取後にアプローチの絞り込み又は組み合わせに関する審議を行う。

ディスカッション・ポイント

本資料第16項に記載したアプローチ1に関するASBJ事務局の再提案についてご意見を伺いたい。

以 上

別紙 補足文書における例示

1. 仮に今後アプローチ1で検討を進めるとした場合、以降で示す方法はアプローチ1の実務適用に資するものと考えられることから、これらの内容を補足文書で例示として提供することが考えられる。なお、これらは例示であり、他の方法もあり得ることを併せて補足文書に記載することが考えられる。
 - (1) 規制対応等により算定されている内部信用格付区分ごとのPDに基づいて区分する方法（以下「PDを算定している場合の方法」という。）
 - (2) 内部信用格付区分に対応する格付会社の外部格付に基づいて区分する方法（以下「外部格付を利用する方法」という。）
 - (3) 会計基準の適用初年度にシミュレーション計算を行った内部信用格付区分ごとのPDに基づいて区分する方法（以下「シミュレーション計算を行う方法」という。）

(PDを算定している場合の方法)

2. PDを算定している場合の方法は、第523回企業会計基準委員会等でお示したものである。自己資本比率規制への対応等の観点から、正常先に区分される内部信用格付区分ごとのPDを把握していると考えられる内部格付手法（IRB）²を採用している銀行等金融機関においては、既に有しているデータを利用して「SICRが生じているとみなす格付」と「優良格付」を判定することが可能と考えられる。この方法における具体的な適用イメージは次のとおりである。

² 内部格付手法（IRB）とは、高度なリスク管理を行っている金融機関が内部で推計したPD等を用いてリスク・アセットを計算する手法であり、事業法人等向けエクスポージャーについてデフォルト時損失率（LGD）及びデフォルト時エクスポージャー（EAD）の自行推計値を用いて計算を行う先進的内部格付手法と、LGD及びEADについて当局指定の値を用いて計算を行う基礎的内部格付手法がある。

債務者区分	内部信用格付 (債務者格付)	デフォルト率
正常先	格付 1	0.03 %
	格付 2	0.05 %
	格付 3	0.12 %
	格付 4	0.40 %
	格付 5	0.95 %
	格付 6	1.80 %

優良格付 (格付 1-4) → 反証できない

中間的な格付 (格付 5) → 反証可能

SICR が生じているとみなす格付 (格付 6) → 反証可能

上述のイメージでは、格付 6 を「SICR が生じているとみなす格付」(青囲み) とし、格付 1 から格付 4 を「優良格付」(赤囲み) として示しているものの、これは今回の議論の目的でのみ示したものであり、これらは企業自らが判断することを想定している。

- また、ASBJ 事務局は、「SICR が生じているとみなす格付」を判定する際に使用する閾値について企業自らが判断することを考えている。このため、企業の判断によっては、最も下位の格付であっても PD が閾値より小さいことから「SICR が生じているとみなす格付」に該当する格付が存在しない場合がある。また、企業の判断によっては、中間的な格付を設定しないことも考えられる。
- なお、当該方法は PD を使用するものであるが、PD を算定すること自体に重きを置いているものではなく、正常先に分類される内部格付を本資料第 11 項に記載した 3 区分に分類することに主眼がある。このため、每期 PD を算定して区分を見直す必要は必ずしもなく、重要な環境の変化がない限り、一旦決定した区分を継続して使用できると考えられる。

(外部格付を利用する方法)

- 外部格付を利用する方法は、格付会社による外部格付と内部信用格付を紐付けるものである。この場合、PD を算定する必要はない。ここで、IFRS 第 9 号では「投資適格」という外部格付は信用リスクが低いとみなされる可能性がある金融商品の一例とされていること (IFRS 第 9 号 B5.5.23 項) を踏まえ、「投資適格」に相当する内部信用格付区分を「優良格付」と位置付け、その他の内部信用格付区分を「SICR

が生じているとみなす格付」と位置付ける方法も考えられる。この場合における内部信用格付との関係に関する具体的な適用イメージは次のとおりである。

債務者区分	内部信用格付 (債務者格付)	外部格付
正常先	格付 1	投資適格に相当
	格付 2	
	格付 3	
	格付 4	投資適格以外に相当
	格付 5	
	格付 6	

優良格付 (格付 1-3) → 反証できない → SICR が生じているとみなす格付 (格付 4-6)

(シミュレーション計算を行う方法)

- シミュレーション計算を行う方法は、会計基準の適用初年度に金利設定等の観点から設定した正常先における内部信用格付区分ごとに PD をシミュレーション計算し、正常先を本資料第 11 項に示す 3 区分に分類するものである。この方法は、財務報告を目的とした利用を前提としていないものの、信用リスクに応じた金利設定の観点から既に正常先に複数の内部信用格付区分を設けている場合に採用することが考えられる。この場合、会計基準の適用初年度以降においては、金融機関が保有する貸付金や債務者の性質又は採用する信用リスク管理が大きく変化しない限り、会計基準の適用初年度に決定した区分を継続して使用することが考えられる。

ここで、シミュレーション計算を実施するために一定の期間を要する可能性があると考えられることから、負担軽減措置としては、会計基準の適用時期を長めにとるなどの経過措置を今後検討することも考えられる。

以 上